

第 7 号議案

亀岡市空家等対策の推進に関する条例の 一部を改正する条例の制定について

亀岡市空家等対策の推進に関する条例（平成 30 年亀岡市条例第 26 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 8 月 30 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市空家等対策の推進に関する条例の 一部を改正する条例

亀岡市空家等対策の推進に関する条例（平成 30 年亀岡市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「市長」を「市」に、「第 6 条」を「第 7 条」に改め、同条第 2 項中「市長」を「市」に改める。

第 10 条中「市長」を「市」に、「第 7 条」を「第 8 条」に改める。

第 11 条第 2 項中「立入調査」を「立入調査等」に、「第 18 条」を「第 21 条」に、「職員又は」を「空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくは」に改める。

第 22 条中「規定による」の次に「報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、同条を第 25 条とし、第 21 条を第 24 条とし、第 20 条を第 23 条とする。

第19条の見出し中「関係機関」を「関係機関等」に改め、同条を第22条とする。

第18条第1項中「（特定空家等を含む。）」及び「当該空家等の除却、修繕、立木等の伐採その他の周辺の生活環境の保全を図るための」を削り、同条第4項及び第5項中「を徴収するものとする」を「の全部又は一部の納付を命ずることができる」に改め、同条を第21条とする。

第17条第1項中「第14条」を「第22条」に改め、同条を第20条とする。

第16条中「第14条」を「第22条」に、「その措置を命じられるべき者」を「命令対象者」に、「その者」を「当該命令対象者」に、「その命じた者若しくは委任した者」を「措置実施者」に改め、「定めて、」の次に「命令対象者において」を加え、「行すべき旨を」を「行い、当該措置に要した費用を徴収する旨を」に改め、同条を第18条とし、同条の次に次の1条を加える。

（緊急代執行）

第19条 市長は、法第22条第11項の規定により災害その他非常の場合において、特定空家等が保安上著しく危険な状態にある等当該特定空家等に関し緊急に除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとる必要があると認めるときで、法第22条第3項から第8項までの規定により当該措置をとることを命ずるいとまがないときは、これらの規定にかかわらず、当該特定空家等に係る命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又は措置実施者に行わせることができる。

第15条中「第14条」を「第22条」に改め、同条を第17条とする。

第14条中「第14条」を「第22条」に改め、同条を第16条とする。

第13条第2項中「認定基準」を「特定空家等認定基準」に改め、同条第3項中「認定基準」を「特定空家等認定基準」に、「改訂」を「改定」に改め、同条を第15条とする。

第12条の次に次の2条を加える。

（管理不全空家等の認定及び認定基準）

第 1 3 条 市長は、空家等が法第 1 3 条第 1 項に定める管理不全空家等に該当すると判定した場合は、当該空家等を管理不全空家等と認定することができる。

2 市長は、管理不全空家等と認めるに当たっての基準（以下「管理不全空家等認定基準」という。）を定めるものとする。

3 市長は、管理不全空家等認定基準を定め、又はこれを改定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（管理不全空家等の所有者等に対する措置）

第 1 4 条 市長は、前条により認定された管理不全空家等の所有者等に対し、法第 1 3 条に定めるところにより、必要な措置を講じることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

亀岡市空家等対策の推進に関する条例の
一部を改正する条例案要綱

- 1 空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正により、空家等対策の強化を図るため、次のとおり改正すること。
 - (1) そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれがある空家等を管理不全空家等と認定する規定を新たに設けること。
 - (2) 特定空家等が保安上著しく危険な状態にある等緊急に必要な措置をとる必要があるときに行う緊急代執行について、規定を新たに設けること。
 - (3) その他所要の規定整備を図ること。
- 2 この条例は、公布の日から施行すること。